

第24回山形市子ども・子育て会議

日時：令和5年11月27日（月）
10時00分から12時00分まで
場所：食料会館 4階 会議室

<次 第>

1 開会

2 こども未来部長あいさつ

3 協議

(1) 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について（資料1）

(2) 保育所等の利用定員等について（資料2）

(3) 教育・保育の量の見込みに対する確保方策の見直しについて（資料3）

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入に係る山形市の基準について（資料4）

4 その他

第25回会議の開催予定について

5 閉会

第二期計画 数値目標 令和5年3月末現在 進捗状況

資料 1

数値目標に対する状況

- ① 計画策定時の状況(※令和元年12月) → ◎…数値目標以上(②≤③)
 ② 数値目標(令和6年度) ○…計画策定時以上、数値目標未満(①≤③<②)
 ③ 令和5年3月末の数値状況 △…計画策定時未満(③<①)

進捗状況	◎	○	△
集 計	13	3	7

《基本目標1》 十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童までの“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。

No	指標等	① 計画策定時の状況 (※令和元年12月)	② 数値目標 (令和6年度)	③ 令和5年3月末の 数値状況	数値目標に 対する状況	説明及び評価	回答担当課
1	待機児童数(毎年4月1日現在)	39人	0人	0人	◎	待機児童は解消しており、今後も継続して待機児童対策を講じる。	保育育成課
2	保育施設の認可定数(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における2号認定・3号認定の子どもの利用定員)	6,445人	6377人 (R5年3月修正)	6724人	◎	特定教育・保育施設(認定こども園)の新設、特定地域型保育事業(小規模保育事業)の新設により定員が増加した。	こども未来課
3	整備完了又は着手した市立保育所の数(対象4園)	1園	3園	1園	○	2園目以降の整備用地の確保が懸案事項となっている。	こども未来課
4	放課後児童クラブの学校等市有施設利用箇所数	36カ所(学校活用31カ所市有施設等5カ所)	51カ所(学校活用45カ所市有施設等6カ所)	45カ所(学校活用39カ所市有施設等6カ所)	○	「放課後児童健全育成事業に係る施設整備指針」に基づき、小学校施設の活用を優先して環境整備を行っている。	保育育成課
5	放課後児童クラブ数	70カ所	87カ所	79カ所	○	「山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「放課後児童健全育成事業に係る施設整備指針」に基づき、令和6年度までに条例基準に適合したクラブの整備を進める。	保育育成課
6	幼保小連携研修会への参加者数	169人	175人	—	—	新型コロナウイルス感染防止のため参集しての研修会は中止となり、紙上開催となった。	学校教育課

《基本目標2》 すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。

No	指標等	① 計画策定時の状況 (※令和元年12月)	② 数値目標 (令和6年度)	③ 令和5年3月末の 数値状況	数値目標に 対する状況	説明及び評価	回答担当課
1	いのちの教育研修会の開催回数	年2回	年2回	年1回	△	市内の教職員を対象にオンラインによる研修会を1回のみ開催できた。(新型コロナウイルス感染症防止のため、年2回開催できなかった)	学校教育課
2	不登校児童生徒の増加率	前年比+1.08% (平成30年度)	前年比-5.00% (教育委員会各所属運営方針にてR5年度から修正)	前年比+42.11%	△	昨年度に引き続き、小中学校の不登校児童生徒が増加した。常に感染症対策をしながらの生活となり、友達と直接触れ合う時間が減少したことで人間関係に不安を抱くようになるなど、コロナ禍の制約の多い生活が子供達の生活リズムや心理状態に大きく影響したと考えられる。	学校教育課
3	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100% (平成30年度)	100.0%	91.8% (R5年4月以降100.00%)	◎	乳幼児健康診査を受けていない子どもについては、4月以降家庭訪問等により状況把握ができており、100%となっている。	母子保健課
4	就学児健康診断の受診率	100.0%	100.0%	100.00%	◎	予定通り就学時健康診断を実施した。	学校教育課
5	児童の健康診断の受診率	100.0%	100.0%	100.00%	◎	年度末までに健康診断を実施した。	学校教育課
6	かかりつけ医を持つ家庭の割合(3歳児健康診査時の状況から)	96.0% (平成30年度)	増やす	96.9%	◎	かかりつけ医がいると明確に回答した方の割合は、横ばいで経過している。	母子保健課
7	2歳までに麻疹・風しんの予防接種を受けている子どもの割合	99.1% (平成30年度)	増やす	96.6%	△	広報やまがたへの掲載や乳幼児健康診査及び育児支援家庭訪問の機会を利用する等、接種勧奨を実施した。一定の接種率は確保できているが、計画策定時未満の接種率となった。	母子保健課
8	交通安全教室の実施施設(かもしかクラブ、幼稚園・保育園等、小中学校)の割合	69.2% (平成30年度)	増やす	73.2%	◎	新型コロナウイルス感染者の減少により、交通安全教室の開催が増え、それに伴い交通安全専門指導員の派遣も増加した。	市民課

9	市内における子ども（幼児、小中学生）の交通事故死傷者数	91人（暦年） （平成30年度）	81人以下（暦年）	19人	◎	死者なし。策定年度と比較し大幅に減少した。今後も交通安全教育や啓発、広報等に努めていく。	市民課
10	スポーツスクールの開催回数	150回 （平成30年度）	150回以上	120回	△	コロナの影響により水泳が実施できなかったことや、10月以降しかできない内容もあり、計画より減少した。	スポーツ課
11	本市が子育てしやすいと考えている保護者の割合	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 67.8%	増やす	—	—	多様な保育需要に対応した施設の整備や保育サービスを図るとともに、地域子育て支援事業の充実を進め、市民満足度の向上を図る。	こども未来課
12	理想的と思う子どもの数と、持とうと思う子どもの数の差	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 0.5人	減らす	—	—	多様な保育需要に対応した施設の整備や保育サービスを図るとともに、地域子育て支援事業の充実を進め、子育て意識の向上を図る。	こども未来課
13	休日や夜間等、子どもが急病時に病院などが見つからず困った経験がある保護者の割合	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 14.9%	減らす	—	—	休日夜間診療所を中心とした救急医療体制について、山形市の公式ホームページを利用した情報発信を行うほか、母子健康手帳別冊に情報を掲載することにより、周知を図っている。	保健総務課
14	おやこよりそいチャットやまがたの友だち登録件数	1294件 （R5.3月末追加）	増やす	1294件 （R5.3月末）	-	コロナ禍で子育て世帯が気軽に相談できる機会が減少する中、NPO法人と連携しLINEを活用したデジタルソーシャルワークで子育て世帯の困りごとを解消していく。	こども家庭支援課

《基本目標3》 保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力向上を図ります。

No	指標等	① 計画策定時の状況 （※令和元年12月）	② 数値目標 （令和6年度）	③ 令和5年3月末の 数値状況	数値目標 に対する状況	説明及び評価	回答担当課
1	元気すくすくネットのアクセス件数	735件/日 （平成30年度）	800件/日	989件/日	◎	目標達成しており、更なるアクセス件数の増に向け、情報発信を行う。	こども未来課
2	子育ておしゃべりサロン数	33カ所	増やす	32カ所	△	コロナ禍で人が集まらず、休止するサロンがあった。	こども未来課
3	はたらく体験の受入を行った保育所及び幼稚園の数	50カ所/年	50カ所/年	3カ所/年	△	新型コロナウイルス感染防止のため中止が多かった。	学校教育課
4	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座の実施回数	2回	3回	4回	◎	イクメン・カジメン・イクジイ講座：2回、男性育休準備セミナー：1回、企業向け出前講座：1回の計4回を実施し、数値目標を達成した。	男女共同参画センター
5	子育て支援事業の講座開催数	32回/8公民館	32回以上/8公民館	12回/7公民館	△	令和4年度は10事業12講座を実施し212人の参加実績となっている。昨年度に事業予定を計画した段階で、感染症の見通しが立たず、十分な数の計画を立てられず、また、中止する講座もあった。	社会教育青少年課
6	子育て育成事業の講座開催数	56回/8公民館	56回以上/8公民館	90回/8公民館	◎	令和4年度は36事業90講座を実施し1,803人の参加実績となっている。他の事業とバランスを取りながら目標を達成できている。	社会教育青少年課
7	子育てに不安を感じる保護者の割合	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 28.0%	減らす	—	—	各施策の確実な実行により、家庭や地域における教育力の向上により、親の子育てに関する不安の解消を図っていく。	こども未来課
8	悩みの相談相手がいない保護者の割合	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 4.6%	減らす	—	—	各施策の確実な実行により、家庭や地域における教育力の向上により、親の子育てに関する不安の解消を図っていく。	こども未来課
9	子育てに積極的に参加する父親の割合	令和元年度 （ニーズ調査結果） 就学前及び就学児童 57.6%	増やす	—	—	各施策の確実な実行により、父親の子育てへの参加促進を図っていく。	こども未来課

《基本目標4》誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。

No	指標等	① 計画策定時の状況 (※令和元年12月)	② 数値目標 (令和6年度)	③ 令和5年3月末の 数値状況	数値目標に 対する状況	説明及び評価	回答担当課
1	障がい児を受け入れている保育所の数	23カ所	増やす	28カ所	◎	市と施設の連携に努め目標を達成した。今後も障がい児の受入れを推進してい	保育育成課
2	病児・病後児保育の実施施設数	6カ所	6カ所	6カ所	◎	目標を達成しており、今後も維持していく	保育育成課

1 令和6年度開設予定園の利用定員の設定について

(1) 保育所型認定こども園

○名 称 (仮) みどりのもり認定こども園

○所 在 地 緑町三丁目7番7号

○利用定員

年度	0～2歳 保育認定 【3号】	3～5歳 保育認定 【2号】	3～5歳 教育標準時間認定 【1号】	合計
令和5年度	54名	66名	—	120名
令和6年度	53名	63名	4名	120名

※みどりのもり保育園（認可保育所）から移行

(2) 新制度幼稚園

ア ○名 称 東北文教大付属幼稚園

○所 在 地 片谷地515

※東北文教大付属幼稚園（私学助成幼稚園）から移行

イ ○名 称 星幼学園

○所 在 地 南原町二丁目10番8号

※星幼学園（私学助成幼稚園）から移行

教育・保育量の見込みと確保方策

単位：人

		1年目（令和2年度）				2年目（令和3年度）				3年目（令和4年度）				4年目（令和5年度）				5年目（令和6年度）				
		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
		教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】	教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】	教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】	教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】	教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】	
①量の見込み (必要利用定数総数)		1,572	3,952	2,295	752	1,515	3,900	2,302	751	1,449	3,835	2,285	746	1,031	3,409	2,264	741	1,004	3,406	2,237	734	
② 確保 方 策	特定教育・保育施設等	2,816	3,786	1,938	687	2,865	3,760	1,941	691	2,835	3,815	1,971	697	2,372	3,753	2,010	710	2,316	3,750	2,007	712	
	認可保育所	—	2,358	1,306	482	—	2,208	1,204	432	—	2,218	1,204	432	—	2,161	1,162	411	—	2,095	1,118	401	
	幼稚園	1,370	—	—	—	1,370	—	—	—	1,325	—	—	—	1,250	—	—	—	1,190	—	—	—	
	うち確認を受けない幼稚園 ※1	(1,130)	—	—	—	(1,130)	—	—	—	(1,130)	—	—	—	(1,130)	—	—	—	(840)	—	—	—	
	認定こども園	1,446	1,360	611	205	1,495	1,552	737	259	1,510	1,597	767	265	1,122	1,592	848	299	1,126	1,655	889	311	
	認可外保育施設（運営支援A・B型） ※2	—	68	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業等	—	658	192	46	—	658	209	55	—	658	285	69	—	658	203	52	—	658	203	52	
	小規模保育事業	—	—	98	29	—	—	115	38	—	—	195	53	—	—	113	36	—	—	113	36	
	家庭的保育事業（保育ママ） ※3	—	—	66	17	—	—	66	17	—	—	62	16	—	—	62	16	—	—	62	16	
	事業所内保育事業（地域枠） ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	幼稚園預かり保育 ※5	—	658	28	—	—	658	28	—	—	658	28	—	—	658	28	—	—	658	28	—	—
企業主導型保育施設（地域枠） ※6	—	70	64	37	—	70	64	37	—	70	64	37	—	70	64	37	—	70	64	37	37	
②確保方策合計	2,816	4,514	2,194	770	2,865	4,488	2,214	783	2,835	4,543	2,320	803	2,372	4,481	2,277	799	2,316	4,478	2,274	801		
②-①		1,244	562	▲101	18	1,350	588	▲88	32	1,386	708	35	57	1,341	1,072	13	58	1,312	1,072	37	67	
計画期間における新たな確保方策の内容		<p>◎特定教育・保育施設 【認可保育所】 ①小規模保育事業から認可保育所へ移行1園（定員+49名⇒+29名） ○保育所型認定こども園へ移行1園（定員▲100名） 【認定こども園】 ○認可保育所から保育所型認定こども園へ移行1園（定員+100名） ②幼稚園・認可外保育施設から幼稚園型認定こども園へ移行1園（定員+222名⇒+220名） ②定員調整5⇒4園（定員▲166⇒▲149名） 【新制度幼稚園】 ○新制度幼稚園へ移行1園（定員75名増） ◎特定地域型保育事業 【家庭的保育事業】 ③廃止1園（定員▲5名） 【小規模保育事業】 ○認可保育所へ移行1園（定員▲19名） ④創設3⇒2（定員+57⇒+38） ※年度途中開所 ◎企業主導型保育施設 ⑤企業主導型保育事業所1園創設（地域枠+37名）</p>				<p>◎特定教育・保育施設 【認可保育所】 ①定員調整（定員+10名） ②幼保連携型認定こども園へ移行3園（定員▲312名） 【認定こども園】 ○小規模保育事業・幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員+28名） ③認可外保育施設から保育所型認定こども園へ移行1園（定員+89名⇒+78名） ④認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行3園（定員+315名） 【認可外保育施設】 ⑤認可外保育施設から保育所型認定こども園へ移行1園（定員▲89名） ◎特定地域型保育事業 【小規模保育事業】 ・幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員12名減） ⑥創設3⇒4施設（定員+57名⇒+76名） ※年度途中開所</p>				<p>◎特定教育・保育施設 【認可保育所】 ①定員調整（定員+10名） 【幼稚園】 ②幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員▲45名） 【認定こども園】 ③幼稚園・認可外保育施設から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員+96名） ◎特定地域型保育事業 【家庭的保育事業】 ④小規模保育事業へ移行1園（定員▲5名） 【小規模保育事業】 ⑤家庭的保育事業から移行1園（定員+19名）</p>				<p>◎特定教育・保育施設 【幼稚園】 ○幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員▲75名） 【認可保育所】 ○定員調整（定員+3名） 【認定こども園】 ○新制度移行幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員+92名） ○幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員+51名） ○定員調整（定員▲111名） ◎特定地域型保育事業 【小規模保育事業】 ○定員調整（定員▲7名）</p>				<p>◎特定教育・保育施設 【認可保育所】 ○保育所型認定こども園に移行（定員▲120名） 【認定こども園】 ○認可保育所から保育所型認定こども園に移行（定員+120名） 【新制度幼稚園】 新制度幼稚園へ移行（定員▲60名）2園</p>				
参 考 (現計画)	①量の見込み	1,572	3,952	2,295	752	1,515	3,900	2,302	751	1,449	3,835	2,285	746	1,415	3,846	2,264	741	1,004	3,406	2,237	734	
	②確保方策合計	2,809	4,504	2,193	761	2,825	4,504	2,240	771	2,825	4,504	2,288	780	2,825	4,504	2,305	783	2,376	4,478	2,276	799	
	②-①	1,237	552	▲102	9	1,310	604	▲62	20	1,376	669	3	34	1,410	658	41	42	1,372	1,072	39	65	

小規模保育事業における3歳以上児の受入に係る山形市の基準（案）

令和5年4月の子ども家庭庁育成局長通知に基づき、0歳から2歳までの子どもの保育を行う小規模保育事業について、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、満3歳以上の子どもを受け入れることができることとし、下記の受入基準を設定する。

1 3歳児以降は、子どもの人数の多い集団生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業所で3歳以上児を受け入れる園児の条件は、以下のいずれかとする。

(1) 集団生活が難しいなど、特別の事情があること。(※1)

(※1) 特別の事情の例

- ・障がいのある児童（身体・療育手帳所持）、児童発達支援事業所等への通所児童
- ・集団生活が困難である

(2) 前項のほか、通園に関し著しく支障をきたす等、市長が特別の事情があると認める児童(※2)

(※2) 市長が特別の事情があると認める児童の例

- ・年度途中の入園に当たり、保育所等に空きがない場合
- ・同一の小規模保育事業所で兄弟姉妹が利用している場合において、引き続き保護者が同一施設の利用を希望する場合、など

いずれの場合も、連携施設等で、同年代の子どもとの交流や遊びを体験できる活動を定期的に（月1回以上）実施するなど、集団保育の提供のための配慮すること。

2 その他、保育実施の必要条件として以下の対応を行うこと。

(1) 異年齢で構成されるグループ保育を行う場合は、各年齢に応じた活動が互いに支障を及ぼさないよう、3歳以上児と3歳未満児で活動の場所や時間が重ならないようにしたり、活動の内容に変化を付けたりすること。

(2) それぞれの子どもの動線や活動の内容を十分に踏まえ、保育に必要な素材や用具の配置の仕方や活用方法を工夫すること。

(3) 保育士の体制や役割分担を明確化し、1人1人の子どもに適切な保育を提供できるような職員配置を行うこと。

(4) 3歳未満児の食事や午睡等の生活が安定的・衛生的な環境が保たれること。

3 小規模保育事業所において3歳以上児を受け入れる場合には、利用定員の変更申請を行う。

<添付書類>

- ・3歳以上児を受け入れる施設とすることの「理由書」
- ・3歳以上児の「指導計画（長期・短期）」

- ・ 3歳以上児の「集団保育の提供のための実施計画書」
- ・ 各年齢に応じた活動が互いに支障を及ぼさないための手立てを講じた「保育計画書」
- ・ 平面図（3歳以上児の保育場所を明示したもの）、職員名簿、職員役割分担表

4 その他

- ・ 特別の事情のある3歳以上児を受け入れる場合は、当該園児の「個別支援計画」を作成し保育に当たること。

子ども・子育て支援法

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

子ども・子育て支援法施行規則

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするとき
にあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

- 一 施設又は事業所（以下この表及び次表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項
 - イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人の設立年月日
 - ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

- ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
 - イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ハ 事業所番号
 - ニ 施設等の管理者の氏名及び職名
 - ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
 - へ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
 - ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
 - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
 - ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 教育・保育等の内容に関する事項
 - イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
 - ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。）
 - ニ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
 - ホ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
 - へ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

- リ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項